募集要項

大阪府中堺警察署が行う食堂事業者の募集

大阪府中堺警察署が行う食堂事業者（以下「事業者」という。）の募集に参加する者は、この募集要項をよく読み、次の各事項を承知の上、申し込むこと。

１　施設名及び所在地

施設名　大阪府中堺警察署

所在地　大阪府堺市中区深井沢町２４７０番地１７

２　募集案件

食堂

３　募集案件情報

物件番号	建物名	場所	面積	客席等	最低年額使用料	減額後年額使用料(注2)	位置
中堺－01	本署	６階食堂	厨　房31.73㎡ 券売機 0.90㎡	40.55㎡ ２０席	食　　堂 509,100円 自動販売機　17,300円	合　計 （税抜）187,000円 （税込）205,700円 （自動販売機設置使用料含む）	図１
			0.90㎡ (幅1.2m ×奥行0.75m)	自動販売機 １台	合計（税抜） 526,400円 合計（税込） 579,040円		

注：１　許可面積は厨房、休憩室、トイレ、食料庫及び券売機等設置の面積である。

２　使用料は、５－(1)－エの提供メニュー及び提供価格を遵守した場合、応募価格の３分の２を減額することが可能である。また、上記に示す減額後使用料は最低使用料で応募した場合の額である。

なお、提供価格を事業者の任意で設定する場合は、応募価格の10分の5の減額となる。

３　厨房には別紙「設置機器一覧表」の機器が備えられており、これらの使用は許可内容に含まれている。

４　自動販売機の許可面積には、耐震用の脚及び空き缶等の回収ボックスの面積は含まない。

５　食堂事業者に決定したときは、食堂内の自動販売機（清涼飲料水）の設置も併せて行うこと。

４　応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り営業募集者に応募することができる。

(1)　次のアからキまでのいずれにも該当しない者

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ　破産者で復権を得ない者

キ　大阪府の指名停止措置を受けている者又は大阪府入札参加停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けている者

(2)　次のアからクまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後２年を経過した者を含む。）

ア　大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の２第１項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者

カ　前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用した者

キ　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による厚生手続開始の申立てをしている者又は申立てをな

されている者（同法第41条第１項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者

ク　公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者

(3)　法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか又は確実に受ける見込であること。

(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号から第４号まで又は第６号の規定に該当しない者

(5)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者

(6)　府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近１事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(7)　公告日から過去３年間において、食品衛生法（昭和22年法律第223号）その他食品衛生に係る関係法令に違反し、罰金刑以上の刑罰に処せられていないこと。

(8)　過去に１年以上継続して飲食業の営業実績があること又は３年以上継続して飲食店で調理の経験があること。

５　募集条件等

(1)　使用料等

ア　使用許可の期間

使用許可の期間は、令和９年４月１日から令和14年３月31日までの間とする。

イ　営業日及び時間

営業時間については、概ね次のとおりとし、詳細は応募者の提案により決定することとする。

ただし、11～14時の間は、特別な事情がない限り必ず営業すること。また、平日のうち週４日以上は必ず営業すること。

(ｱ)　営業日　平日（土曜日、日曜日、休日及び大阪府の休日(12月29日から１月３日まで)を除く）

(ｲ)　営業時間　午前９時00分 ～ 午後５時00分

ウ　使用料

(ｱ)　８－(1)により決定した者の応募価格に100分の110を乗じて得た額（10円未満切捨て）をもって使用料とする。

(ｲ)　消費税率及び地方消費税率に変更があった場合は、それに基づき使用料を変更することとする。

(ｳ)　使用料は５－(1)－エに記載する提供メニュー及び提供価格を遵守することを条件として、応募価格の３分の２を減額する。

この場合の減額の計算は、応募価格（税抜き）に対して３分の２を乗じた額（100円未満切り捨て）を減額し、減額後の価格に対して100分の110を乗じた額（10円未満切り捨て）とする。

(ｵ)　応募価格は、最低年額使用料以上の年額使用料を100円単位（税抜き）で表示する。

(ｶ)　使用料は各年度毎に、大阪府の発する納入通知書により、大阪府の指定する期限までに全額納入すること。

(ｷ)　許可期間中に食堂事業を撤退した場合、既納の使用料の還付は行わない。ただし、特別な理由があるときは、その全部又は一部を返還することができるものとする。

エ　提供メニュー及び提供価格

(ｱ)　提供メニューは下表のメニューを必須として用意しなければならないものとする。

(ｲ)　５－(1)－ウ－(ｳ)により使用料の減額を受けようとするときは、提供価格を遵守しなければならない。

必須メニュー	提供価格(税込み)
朝定食	５００円以下
日替わり定食	８００円以下
丼物（カレーライス含む）	７００円以下
麺類	７００円以下
弁当	７００円以下

オ　その他必要経費等

(ｱ)　大阪府中堺警察署食堂営業に必要な各種手続きに要する費用

(ｲ)　使用中・使用終了時における厨房内等の使用を許可する場所の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用

(ｳ)　使用中・使用終了時における大阪府から貸与を受ける設備什器類等（別紙「設置機器一覧表」）の維持補修に必要な費用

(ｴ)　厨房等の使用を許可する場所の室内照明管球の調達、交換に要する費用
(ｵ)　事業者が食器、調度品、設備機器等を持ち込んで設置する場合の設置、運用、維持補修及び撤去に要する一切の費用
(ｶ)　光熱水費は事業者の負担とし、大阪府の指定する期限までに全額を納入すること。

(2)　使用上の制限

次のアからチまでのことを遵守すること。

ア　使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。
イ　使用期間中に４－(3)にかかる許認可等の取消しを受けないこと。
ウ　営業の権利を第三者に譲渡してはならないこと。ただし、大阪府が認めた場合はこの限りではない。
エ　営業の権利を第三者に転貸してはならないこと。
オ　物品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、庁舎管理者の指示に従うこと。
カ　許可された庁舎内に立入る際は、制服及び名札を着用する等許可者であることが容易に判別できる服装とし、事前に庁舎管理者に示し、承認を受けるものとする。
キ　酒類の販売は行わないこと。
ク　提供メニューについて、当該庁舎管理者の要望に合ったものとなるよう、常に品質、品目の管理をするものとし、庁舎管理者から要望があった場合には、可能な限り即座に対応するものとする。
ケ　提供メニュー及び提供価格については、事業者が任意で定めることとなるが、事前に書面により庁舎管理者の承認を得るものとする。ただし、募集時に提出する様式４の記載内容と逸脱するメニューや価格設定は認められないので注意すること。
コ　自動販売機の販売品は、国産であること(ミネラルウォーター類を除く)。ただし、庁舎管理者の承認を得た場合はこの限りでない。
サ　自動販売機の販売品目は次に示すとおりとし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

物件番号	販売品目の条件
中堺－01	自動販売機１台で販売する商品は、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とし、コーヒー、お茶、ジュース、ミネラルウォーターを含むこと。

シ　本府の施設運営方針に協力し、職員食堂であることを考慮し、良質な食事を低廉な価格で提供すること。
ス　食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて事業者の負担で行うこと。
セ　使用許可期間中に食堂事業を廃止する場合、事業者が持ち込んで設置した設備機器等を即刻撤去すること。
ソ　事業者は、食堂内(客席部分を含む)の衛生面に配慮し、適宜清掃を実施するなど、常に清潔に保つこと。
タ　事業者は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の発生事案については、すべて事業者の責任と負担において対処すること。
チ　衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
ツ　事業者は、発生したごみ等については、責任を持って適切に回収及び処分を行うこと。
テ　大阪府から貸与を受ける設備什器類等は善良な管理者の注意をもって維持管理すること。

(3)　原状回復

事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。
なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を大阪府に請求することができない。

６　参考データ

既設食堂の状況

開署後、現在まで営業しておりません。

７　応募申込手続き

(1)　申込方法（次のとおり応募用紙を持参するものとする。）

申込受付期間　令和８年11月13日（金）～令和８年12月14日（月）
【午前10時～正午、午後１時～午後５時】
なお、土曜日、日曜日、祝日、大阪府の休日及び上記時間外は受付を行わない。
提出先　大阪府堺市中区深井沢町２４７０番地１７　大阪府中堺警察署　会計課

(2)　必要な書類（各1部　ア～オの各様式は、該当ページをＡ４用紙に印刷して使用すること。）

ア　食堂事業者応募申込書（様式１）
イ　誓約書（様式２－１）（様式２－２）
ウ　役員名簿（様式３）

注：　法務局が発行する登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に記載されている全役員を記載すること。個人の場合は、代表者のみを記載すること。

オ　提案書（様式４－１）（様式４－２）

カ　事業概要等

キ　４－(8)にかかる飲食店の営業許可証の写し又は、調理人としての経験（３年以上継続）を証明（在職証明書等）できるもの。

(3)　その他

ア　上記、応募書類等に代表者印等の押印は不要である。

イ　上記、応募書類等は必ず封筒に入れ、とじ目を塞ぐこと。

ウ　郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。

エ　提出書類の修正箇所に訂正印が無い場合は、無効とすることがある。

８　事業者の決定等

(1)　事業者の決定

事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、大阪府が設定する最低使用料以上の応募価格で申込みを行った者の中で、次の内容（応募価格及び（様式４－１）（様式４－２）の提案内容）及び点数配分により総合的に判断し、各庁舎内の職員の代表者で構成する選定委員会による採点にて決定する。

※　最低使用料未満の価格での応募は無効となる。

ア　応募価格（行政財産使用料）（４０点）

イ　メニュー（１５点）

ウ　販売価格（１５点）

エ　味（１５点）

※　応募者がいる場合は、試食会のための弁当（昼食）を注文する。試食会を実施する場合、その詳細については後日連絡する。

（試食会に要する一切の費用については、応募者の負担とする。）

【試食審査会】

(ｱ)　日時

令和９年１月１５日（金）午後０時００分から概ね１時間程度

受付時間：午前１１時３０分から午前１１時５０分までの間

(ｲ)　受付場所

大阪府中堺警察署６階食堂

オ　営業時間　（５点）

カ　管理体制及びその他提案事項　（１０点）

(2)　事業者の公表

事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、大阪府警察ウェブサイトに事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載する。

(3)　その他

設置事業者の決定は、令和９年２月１日（月）の予定である。

９　使用許可申請の手続き

(1)　方法等

事業者に決定した者は、次の期間内に提出書類を持参すること。

手続き期間　　令和９年２月１日（月）～令和９年２月12日（金）

【午前10時～正午、午後１時～午後５時】

なお、土曜日、日曜日、祝日及び上記時間外は受付を行わない。

提出先　大阪府堺市中区深井沢町２４７０番地１７　大阪府中堺警察署　会計課

(2)　提出書類

登記事項証明書、住民票及び納税証明書は発行後３ヶ月以内のものとすること。

ア　法人個人共通

・　行政財産使用許可申請書

・　行政財産使用料減額・免除申請書

・　府税事務所等が発行する納税証明書「府税(全税目)及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないことの証明書」

イ　法人の場合

・　税務署が発行する納税証明書「その３の３(法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書)」

・　法務局が発行する登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ウ　個人の場合

・　税務署が発行する納税証明書「その３の２(所得税及び復興所得税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないこと

の証明書)」

・　住民票（個人番号記載のないもの）の写し

10　事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消す。

(1)　正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

(2)　設置事業者が応募者の資格を失った場合又は４－(3)にかかる許認可等を得られなかった場合

11　その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、予定事業者の負担とする。

募集に関する問合せ先

大阪府中堺警察署　会計課　担当：志田

電話：０７２ー２４２－１２３４（代表）　（内線）２３２

様式１

食堂事業者応募申込書

物件番号	中堺－01

１　応募施設名等
施設名　大阪府中堺警察署
所在地　大阪府堺市中区深井沢町２４７０番地１７

２　応募物件

物件番号	中堺－01

３　応募価格（提案使用料）

００円

最低年額使用料　５２６，４００円

注：１　応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を設定してください。
２　応募価格は、100円単位（税抜き）で記入してください。
応募価格（税抜き）に100分の110を乗じて得た額をもって年額使用料とします。
なお、消費税率及び地方消費税率に変更があった場合は、それに基づき使用料を変更することとします。
３　金額はアラビア数字で記入してください。
４　初めの数字の頭に￥を入れてください。

４　添付書類
(1)　誓約書（様式２－１）（様式２－２）
(2)　役員名簿（様式３）
(3)　販売品目（様式４－１）（様式４－２）
(4)　事業概要等
(5)　飲食店の営業許可書の写し又は、調理人としての経験（３年以上継続）を証明（在職証明書等）できるもの
(6)　設置予定自動販売機のカタログ

大阪府中堺警察署長　殿
募集要項の各条項を承知の上、上記のとおり申し込みます。

令和　　年　　月　　日

住　　所
氏　　名
〔法 人 名〕
〔代表者名〕

連絡先	担当者氏名	
	電 話 番 号	
	ＦＡＸ番号	

様式２－１

誓　約　書

私は、大阪府中堺警察署が実施する食堂事業者の募集の申込みにあたり次の事項を誓約します。

１　応募申込書の提出に際し、食堂事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。

２　食堂事業者募集要項の「４　応募資格要件」に定める必要な資格を有します。

３　食堂事業者募集要項の各号に掲げられている事項及びこれに基づく庁舎管理者の指示等に対し、遵守できない場合は、当該行政財産の使用許可を取り消されても不服を申し立てません。

４　食堂業事業者の決定に関して、大阪府警察ウェブサイトに決定金額及び事業者の名称を掲載することに同意します。

令和　　年　　月　　日

大阪府中堺警察署長　殿

住　　所
（所在地）
氏　　名
（法 人 名
代表者名）

様式２－２

誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを〇で囲んでください。

１　私は、大阪府暴力団排除条例第２条第２号及び第４号に掲げる者のいずれにも該　当しません。	はい・いいえ
２　私は、大阪府暴力団排除条例第２条第２号及び第４号に掲げる者の該当の有無を　確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し　ます。	はい・いいえ
３　私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部　長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
４　私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第　２条第２号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそ　れのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するも　のの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に　移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府中堺警察署長　殿

令和　　年　　月　　日

申請者
住　　所
（所在地）
氏（フリガナ）　名
（法人名）
（代表者名）

生年月日

共有予定者
住　　所
（所在地）
氏（フリガナ）　名
（法人名）
（代表者名）

生年月日

共有予定者
住　　所
（所在地）
氏（フリガナ）　名
（法人名）
（代表者名）

生年月日

様式３

役　員　名　簿

法人名	所在地	役職名	氏名（フリガナ）	性別	生年月日

注：　法務局が発行する登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に記載されている全役員を記載すること。

なお、個人の場合は、代表者のみを記載すること。

様式４－１

提　案　書

物件番号	中堺－01

１　提供メニュー及び販売価格（食堂）

食の別	品名	価格	内容	カロリー	備考

注：　応募者が予定している提供メニュー及び販売価格を記載すること。

２　販売品目（自動販売機）

メーカー	商品名	規格	定価	販売価格

注：　応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格、定価（税込み）、販売価格（税込み）を記載すること。また、応募者が設置を希望する自動販売機のカタログを添付すること。

住　　所
氏　　名
法 人 名
代表者名

様式４－２

提　案　書

物件番号	中堺－01

２　営業予定時間等

食別	営　業　日	営　業　時　間	
		開　始　時　間	終　了　時　間
		～	
		～	
		～	

３　管理体制等

(1)　営業及び衛生管理体制

(2)　トラブル発生時の対応体制

４　その他提案事項

注：１　この様式に記載しきれない場合は別様式としていただいても結構ですが、各項目に漏れのないよう注意してください。

２　この様式にて提案された内容は、事業者決定の際、審査の対象となります。

住　　所
氏　　名
（法 人 名
代表者名）

別　紙

設置機器一覧表（記載例）

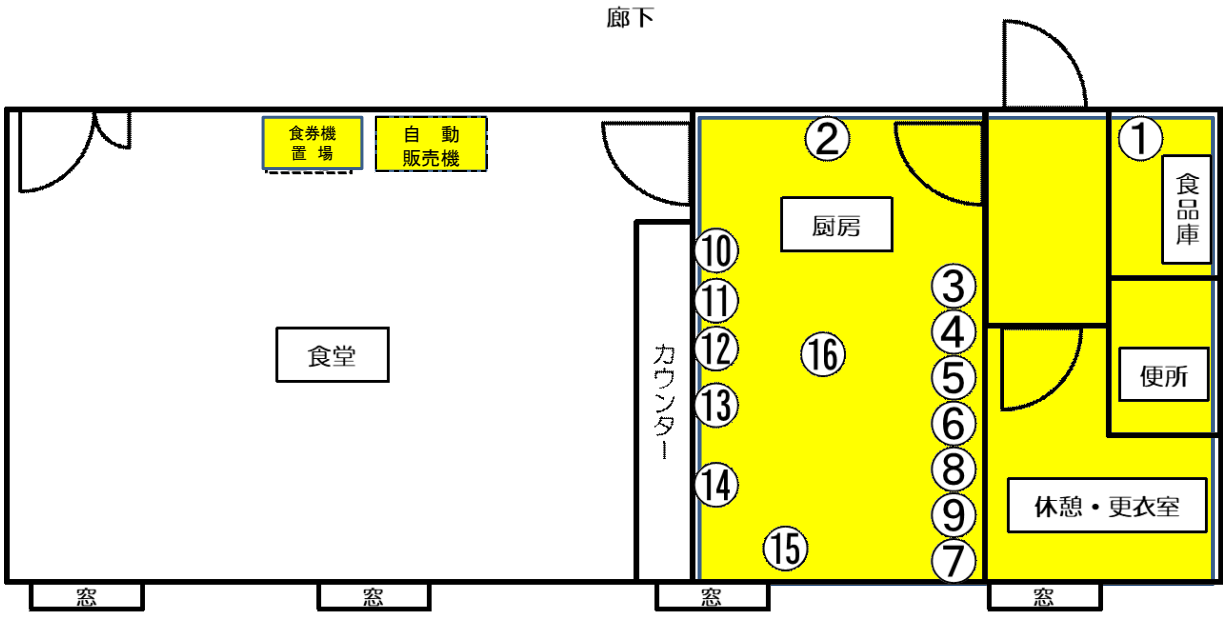
物件番号	中堺－01

No	品　　名	規　格	個 数	設置年	備　考
1	シェルフ（ベンチ4段）	610×540×1830	1	R3	
2	冷凍冷蔵庫	760×655×1950	1	R3	冷蔵215L、冷凍226L
3	二槽シンク	900×600×850	1	R3	
4	パイプ棚	750×300×850	1	R3	
5	ガステーブル	900×600×850	1	R3	
6	ガスフライヤー	350×600×850	1	R3	油量14リットル
7	炊飯台	1060×600×850	1	R3	
8	ガス炊飯器	543×506×436	1	R3	
9	上棚	890×300×1段	1	R3	
10	冷蔵ショーケース	900×450×850	1	R3	庫内容積149L、H =850mm
11	台	1200×450×850	1	R3	
12	ライスコンテナ	483×373×256	1	R3	
13	フードウォーマー	550×350×260	1	R3	ホテルパン1/3 3コ
14	台	915×450×850	1	R3	
15	ダスト付水切一槽シンク	1,770×750×850	1	R3	
16	台下戸棚	1,500×500×850	1	R3	
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

募集物件配置図

図	1

大阪府中堺警察署　本署6階



①シェルフ
②冷凍冷蔵庫
③二槽シンク
④パイプ棚
⑤ガステーブル
⑥ガスフライヤー
⑦炊飯台
⑧ガス炊飯器
⑨上棚
⑩冷蔵ショーケース
⑪台
⑫ライスコンテナ
⑬フードウォーマー
⑭台
⑮ダスト付水切一槽シンク
⑯台下戸棚